

大阪広域環境施設組合議会個人情報の保護に関する法律の施行等に関する
条例施行規程

令和5年3月31日議長達第1号

第1条 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する
条例（令和5年条例第3号）に基づく組合議会保有個人情報（同条例第2条
第2項第3号の組合議会保有個人情報をいう。）の適正な取扱いの確保並び
に開示、訂正及び利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成
15年法律第57号）に基づく保有個人情報（同法第60条第1項の保有個人情報
（管理者が保有するものに限る。））の例による。

第2条 この規程の施行に関し必要な事項は、書記長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。